

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
前田建設工業（株） 大臣-第2655号	前田 操治	東京都千代田区富士見 2-10-2	令和 8年 9月 8日から 令和 8年10月 7日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

前田建設工業（株）の九州支店社員は、令和元年9月に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札において、同社に有利な評価基準を採用する事などを八代市議に働きかけ、その見返りに現金を八代市議らに渡した。

八代市議らがあっせん収賄の疑いで逮捕され、本件事実が明らかになった。

4. 指名停止措置理由等

当該贈賄行為は、公訴時効が成立しているが、贈賄を行ったことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」第2条第1項別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置期間は1ヵ月する。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内